ごみ・資源物集積所看板デザイン使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみ・資源物の収集方法等をごみ集積所に表示するための「ごみ・資源物集積所看板デザイン」（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（デザインに関する権利）

第２条　デザインに関する権利は、福島市に帰属するものとする。

（使用申請）

第３条　デザインの使用に当たっては、申請を要しないものとする。

（使用料）

第４条　デザインの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第５条　デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、デザインの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　デザインは看板の作成及び設置以外の目的に使用しないこと。

（２）　デザインについて、商標権、意匠権その他の知的財産権を取得しないこと。

（３）　看板の用途に応じた必要な変更を除き、デザインを改変しないこと。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行する。